

令和7年1月24日

プレジャーボートの所有者 様

広島県西部建設事務所長
〒738-0005 廿日市市桜尾本町11-1
廿日市支所 管理用地課

小型船舶用泊地等使用許可申請手続きについて（依頼）

県政の運営については、日頃から御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

広島県では、全県的にプレジャーボートの適正保管を進めてきており、港湾・漁港内の静穏な水域で、漁業活動や周辺環境に支障がない水域を「小型船舶用泊地」として順次指定していきます。

この度は、塩屋漁港内の5地区（資料3「地区別実施計画」を参照）を「小型船舶用泊地」として指定しました。

小型船舶用泊地の指定後に塩屋漁港内に引き続き係留される場合は、次のとおり「小型船舶用泊地等使用許可申請書」を提出してください。

- 提出書類：小型船舶用泊地等使用許可申請書（添付書類を含む）
2部（うち1部はコピーで可）
- 提出先：〒738-0005 廿日市市桜尾本町11-1
広島県西部建設事務所廿日市支所 管理用地課 管理係
- 提出期限：**令和7年2月28日（金）まで**

また、次のとおり申請等に関する個別の相談会を開催しますので、必要に応じてお越しください。

- 相談会開催日時：令和7年2月14日（金）午前9時～12時、午後1時～4時
令和7年2月17日（月）午前9時～12時、午後1時～4時
- 相談会開催場所：広島県西部建設事務所廿日市支所 4階会議室
（広島県廿日市庁舎 第1庁舎）
※別紙2「会場周辺案内図」「最寄り駅からの案内図」をご確認ください。

なお、当支所にて随時相談、受付業務をしております。ご質問やご不明な点がございましたら、当支所管理用地課管理係までお問い合わせください。

※この依頼文書は、平成30年及び令和元年の係留状況調査をもとに、小型船舶用泊地及びその付近にプレジャーボートを係留している方に送付しています。

既に所有者が代わられている場合には、別紙1のとおり当支所へ連絡してください。

担当 管理用地課 管理係
連絡先 0829-32-1141（坂江・西本・久保田）

【小型船舶用泊地等使用許可申請に関する補足説明】

- 1 このたびは、塩屋漁港内の5地区（資料3「地区別実施計画図」のとおり）を、県（漁港管理者）の許可を受けてプレジャーボートの係留保管を行うことができる「小型船舶用泊地」として指定しました。
- 2 塩屋漁港には、資料4「禁止区域図」のとおり「放置等禁止区域」も指定します。
令和7年3月31日からは、プレジャーボートを係留保管したり、プレジャーボートを係留保管するための工作物（栈橋、係船環等）を設置したりすることが原則として禁止され、取締りの対象になります。
今後も塩屋漁港内にプレジャーボートを係留保管したり、プレジャーボートを係留保管するための工作物（栈橋、係船環等）を設けたりしようとする方は、県から「小型船舶用泊地」の使用許可を受けて、許可された特定の箇所で行ってください。
- 3 「小型船舶用泊地」の使用許可を受けようとする方は、申請書及び所要の添付書類（資料5「必要書類一覧表」のとおり）を各2部、当支所に提出してください。
提出する書類のうち1部は、コピーでも差し支えありません。
申請書及び添付書類の書き方については、資料6～11の記載例を参考にしてください。
- 4 現在プレジャーボートを係留保管している箇所が今回指定した「小型船舶用泊地」の区域内に含まれている方は、原則として、その箇所について「小型船舶用泊地」の使用許可を受けるようにしてください。
現在プレジャーボートを係留保管している箇所が今回指定した「小型船舶用泊地」の区域内に含まれていない方は、新たな係留保管場所について、当支所に御相談ください。
- 5 漁港は、本来水産業のための基地であり、また、塩屋漁港内（今回指定した「小型船舶用泊地」の区域を含む。）の海には、大野町漁業協同組合ほか2者の漁業権が設定されています。
「小型船舶用泊地」の使用許可を申請するに当たっては、大野町漁業協同組合（漁業権者3者の代表窓口）に資料11のような誓約書（正・副各1部）を提出してください（「小型船舶用泊地」の使用許可申請の際には、同組合の受付印がある誓約書の副本を提出してください）。
- 6 使用料は、令和7年3月31日まで無料ですが、それ以降は必要になります。
今回の説明に係る地区については、船舶の長さ（栈橋及び渡橋の設置を伴う場合は、栈橋及び渡橋の長さを加えます。）1m当たり月額300円の使用料となります。
- 7 「小型船舶用泊地」の使用許可は、「小型船舶用泊地」内の特定の箇所について、原則として現在の状態で使用することを認めるものです。
県（漁港管理者）において、プレジャーボートの係留保管の用に供する工作物をことさらに整備する予定はありません。使用許可を受けた「小型船舶用泊地」内の箇所に、プレジャーボートを係留保管するために適当な工作物がなく、又は不足している場合は、許可を受けて自ら設置してください。
- 8 西部建設事務所廿日市支所のホームページへ関係資料を1月27日ごろに掲載する予定です。

【注意事項】

- 1 小型船舶用泊地の使用中は、自己責任において、船舶及び係留の用に供する工作物が流出することがないように、安全に固定して管理してください。この場合において、使用する船舶等に被害が生じても、県は関知しません。
- 2 小型船舶用泊地の使用に伴い、他者の船舶に損害を与えたり、油を流出させて第三者へ損害を与えたりしたときは、損害賠償義務が生じる場合があります。この場合における当事者間の争いについては、県は関知しません。
- 3 上記1及び2の損害の補填に備え、損害保険に加入するようにしてください。

所有者が代わられている場合等のお願い

この依頼は、平成 30 年及び令和元年の係留状況調査をもとに、今回の対象地区にプレジャーボートを係留されている方に送付しています。

引き続き同地区に係留される方は、申請手続きを行ってください。

既に所有者が代わられている場合には、新たな所有者へお伝えくださるとともに、当支所にご一報くださるようお願いいたします。

また、廃船された方、漁船登録された方も同様にお知らせください。

メール連絡の場合、件名に【小型船舶 ご自身の氏名】を入力の上、次の内容をご連絡ください。

- ① お名前、日中連絡がつく番号、船舶番号（分かればで構いません）
- ② 係留場所（資料3 地区名参照）
- ③ 譲渡した場合・・・譲渡した方のお名前、ご連絡先（住所、電話番号）
- ④ 廃船の場合・・・廃船年月日、廃船依頼業者名
- ⑤ 漁船登録した場合・・・HS 3 から始まる漁船番号

ファックスでのご連絡の場合も、上記の内容をご記入ください。

お手数をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

担 当 広島県西部建設事務所 廿日市支所
管理用地課 管理係

連 絡 先 0829-32-1141（坂江・西本・久保田）

F A X 0829-32-0641

メールアドレス djwhkanri@pref.hiroshima.lg.jp

問い合わせ受付日時 月～金曜日 9：00～16：30

※メール・ファックスは上記日時以外でも受付可能です。

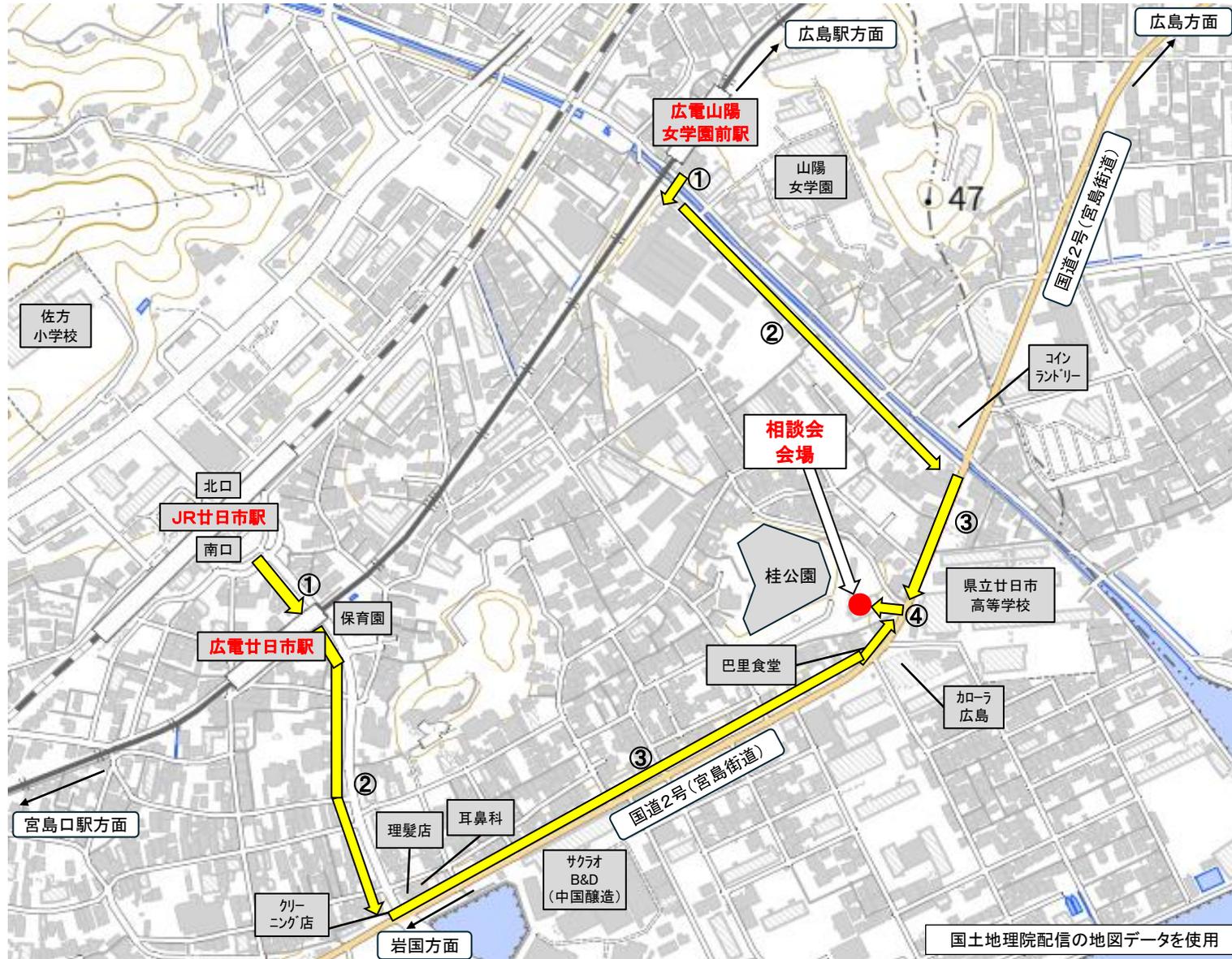
ただし、こちらからのご連絡は後日になります。

会場周辺案内図

広島県廿日市庁舎は第1庁舎と第2庁舎に分かれています。この度の相談会会場は第1庁舎(廿日市高校向かい)です。
ダイハツ、カローラ広島の並びにある第2庁舎ではありませんので、お間違いのないようにお越しください。



最寄り駅からの案内図



【広電山陽女学園前駅よりお越しの場合】

徒歩約9分

- ① 駅に近い人道橋を渡る。
- ↓
- ② 川沿いの道を直進する。
- ↓
- ③ 左手にコインランドリーが見えたら、右折し、国道2号沿いを岩国方面に直進する。
- ↓
- ④ 向かいに相模市高等学校が見えたら坂を上がる。

【広電山陽女学園前駅よりお越しの場合】

徒歩約12分

- ① 改札を出て、南口方面に出る。
- ↓
- ② 南方向に道なりに進む。
- ↓
- ③ 国道2号に出たら、横断歩道を理髪店の方面に渡り、広島方面に直進する。
- ↓
- ④ 向かいに相模市高等学校が見えたら坂を上がる。

広島県内でのプレジャーボートの係留に関するルールを定めました

放置艇解消のための基本方針



令和4年10月
広島県港湾振興課

基本方針の目指す姿

広島県では、令和7年度末までに、現在、放置艇となっている全てのプレジャーボートについて、公営・民営のマリーナ、ボートパークなどの係留保管施設へ誘導し、又は係留可能水域への係留許可を与え、秩序ある適正な保管状態とすることを目指します。

また、所有者がプレジャーボートの係留保管場所を届け出ることにより、新たな放置艇が生じない状態を目指します。

これらの取り組みにより、許可なく係留しているプレジャーボートをゼロ隻にしていきます。

広島県の状況

○ 広島県内の放置艇の問題

広島県は、穏やかな瀬戸内海に面し、小型船舶の係留が容易である静穏な海域が多いことが誘因となって、県内には、プレジャーボートの放置艇が多数存在しています。（平成30年度時点 約10,700隻（全都道府県中最多））

放置艇は、船舶航行の支障、公有水面の私物化、津波・高潮・洪水災害時の被害の助長、油流出などの問題を引き起こすおそれがあります。

○ これまでの県の取組

平成10年に「広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」を制定し、その後、放置艇の集積が著しい広島港及び福山港地域において、「係留保管施設の整備」と「放置等禁止区域の指定による規制」を両輪とした方策を進めてきました。

しかし、地方部の港湾・漁港の対策が遅れていたことから、平成30年3月に「放置艇解消のための基本方針」を策定し、関係条例の改正を行いました。また、令和4年10月に「放置艇解消のための基本方針」の改定を行いました。

○ 新たに創設した制度

既存ストックを活用した柔軟な対策として、県管理港湾・漁港の余裕水域において、安全性などの要件を満たす場合には係留を認め、使用料を徴収することとしました。

また、所有者に対してプレジャーボートの係留保管場所の届出を義務付け、違反した場合の罰則を定めました。

基本方針によるプレジャーボートの係留ルール

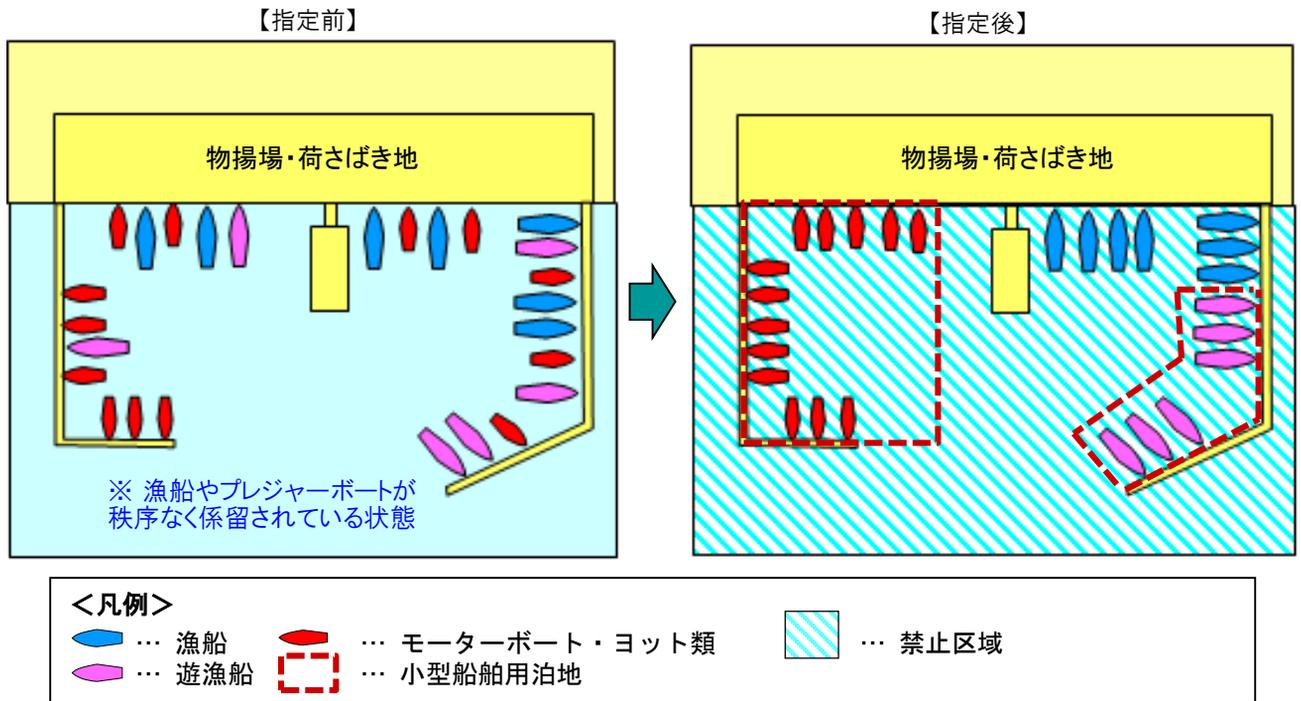
○ プレジャーボートの係留可能場所となる「小型船舶用泊地」を、県内各地に設けます

- 令和6年度末までに、既存の港湾・漁港内の静穏水域を、県が「小型船舶用泊地」に順次指定して、プレジャーボートの係留可能場所にします。
- 港湾・漁港内にプレジャーボートを係留しようとする場合は、「小型船舶用泊地」の使用許可が必要です。
- 令和7年度からは、「小型船舶用泊地」に係る使用料の徴収を開始します。

○ 小型船舶用泊地以外の水域に係留しているプレジャーボートには、撤去指導を行うようになります

- 小型船舶用泊地の指定と同時に、「放置等禁止区域」を順次指定します。県の撤去指導に従わない場合は、懲役刑や罰金刑が科される可能性があります。

<小型船舶用泊地・禁止区域指定のイメージ図>



○ プレジャーボートの所有者は、係留保管場所を県に届け出る必要があります

- 適正な係留保管場所を確保し、県に届出が必要です。届出義務に違反した場合は、罰金刑が科される可能性があります。
 - 県管理港湾・漁港の小型船舶用泊地に係留する場合
⇒ 県の使用許可が必要です。(係留保管場所の届出は不要です。)
 - 上記以外の係留保管場所(公営・民営のマリーナなど)に係留する場合
⇒ 県に届出が必要です。

県管理水域での プレジャーボートの 係留には許可が 必要になります。



広島県は、令和7年度末の放置艇解消を目指しており、正規の保管施設に係留していないプレジャーボートは係留許可が必要になります。

1. 令和元年9月から順次、県管理の港湾・漁港に「小型船舶用泊地」を指定しています。
2. 小型船舶用泊地に泊めるためには、県へ「許可申請」が必要になります。
3. 小型船舶登録をされている方には、県の建設事務所等から「現地相談会」の開催案内があります。ご参加をお願いします。
4. 許可を受けずに泊めている場合は、撤去指導を行います。
5. **令和7年4月からは使用料が必要となります。**

区分	月単価 (円)
国際拠点港湾・重要港湾 (広島港, 尾道系崎港, 福山港)	320円
地方港湾・漁港	300円

使用料の計算方法は
裏面をご覧ください

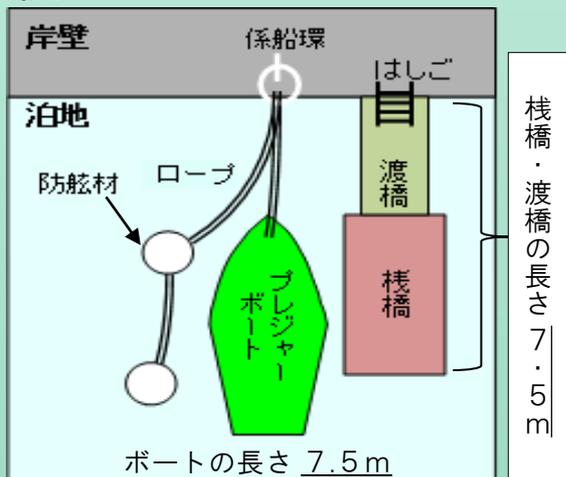


使用料の計算方法

1隻1か月につき船舶の長さ(棧橋及び渡橋の長さを加えます。1m未満は切り上げ)に単価を乗じた額とします。

※ 船舶の長さ:登録長

例



1か月当たり使用料

○渡橋等がある場合

- ・重要港湾以上 : $(7.5\text{m} + 7.5\text{m}) \times 320\text{円} = 4,800\text{円}$
- ・地方港湾・漁港 : $(7.5\text{m} + 7.5\text{m}) \times 300\text{円} = 4,500\text{円}$

○渡橋等がない場合 (1m未満を切り上げ 7.5m⇒8m)

- ・重要港湾以上 : $8\text{m} \times 320\text{円} = 2,560\text{円}$
- ・地方港湾・漁港 : $8\text{m} \times 300\text{円} = 2,400\text{円}$

※ 個別の計算については、申請の際にお尋ねください。

ご不明な点はお気軽にお尋ねください。

広島県 港湾振興課 海域管理グループ
TEL 082 (513) 4038 FAX 082 (223) 2463
E-Mail : dokouwan@pref.hiroshima.lg.jp

【配布資料一覧（小型船舶用泊地等使用許可申請）】

資料1	放置艇解消のための基本方針（パンフレット）
資料2	係留許可・使用料パンフレット
資料3	地区別実施計画
資料4	禁止区域図
資料5	必要書類一覧表
資料6	小型船舶用泊地等使用許可（変更）申請書《記載例》
資料7	位置図《記載例》
資料8	見取り図《記載例》
資料9	誓約書《記載例》
資料10	写真《撮影例》
資料11	漁業協同組合宛て誓約書《記載例》